当初予算書
117P

事　業　名	【継続】 重度心身障害者福祉交通機関利用助成事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国　費	県　費	地方債	その他	一般財源
4,626					4,626
事業期間	昭和５４年度～			総事業費	

【事業目的】

重度心身障害者が、タクシーや路線バス・鉄道を利用する際の料金の一部を助成することで、障害者の社会活動の範囲を広め、心身障害者の福祉の向上を図ります。

【事業概要】

≪内　容≫

１枚１００円の利用券を１年間に一人当たり１８０枚交付

≪対象者≫

自ら運転を行わない在宅者のうち、移動が困難な次のような方

・療育手帳の交付を受けた方
・身体障害者手帳（１級～２級）の交付を受けた方で、車いすを常用している方
・身体障害者手帳の交付を受けた方で、一定の条件に該当する視覚障害者や通院により人工透析を行っている方
・精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けた方

≪協力機関≫

市内に所在する会社

・タクシー（有明、小嵐、第一交通、林田観光、平成観光、本多観光）
・介護タクシー(あいあい、スマイル、第一交通、林田観光、ほおじろ、ねこのて)
・島原鉄道　・島鉄路線バス　・コミュニティバスたしろ号

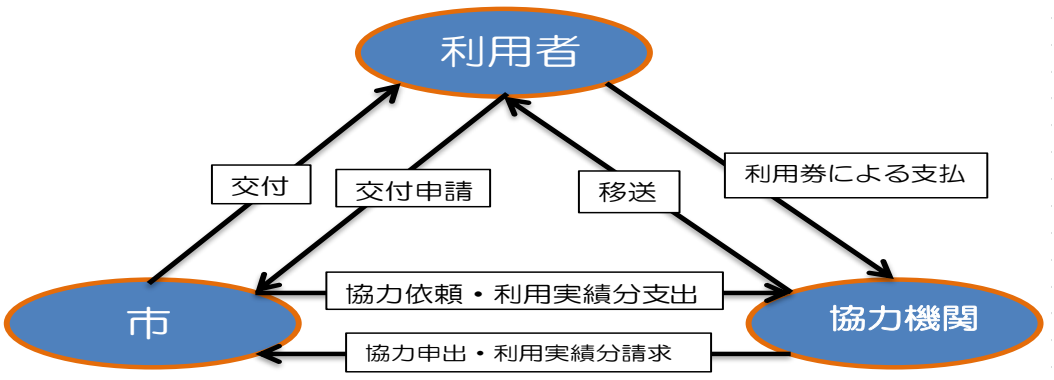

科　目	3 款	1 項	1 目	目名称	社会福祉総務費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
119P

事業名	【継続】 障害者福祉医療費給付事業

当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
91,317		45,500			45,817

事業期間	昭和４９年度～	総事業費	

【事業目的】

心身障害者に対し医療費の一部を助成することによって、障害者とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図り、福祉の増進を図ります。

【事業概要】

対象者
①身体障害者手帳　　１級、２級、３級
②知的障害者療育手帳　A１、A２、B１
③精神障害者保健福祉手帳　１級

⇩

支給対象者が国民健康保険及び医療保険各法の規定によって医療の給付を受け、その医療に要する費用の一部負担金を支払った場合において行います。

身体障害者手帳 1・2級 療育手帳 A1・A2	身体障害者手帳 3級 療育手帳 B1	精神障害者保健福祉手帳 1級
一部負担金から入院、通院とも１日800円（１カ月1,600円を限度）を控除した額を支給。 ※処方箋による調剤薬局は全額支給。	一部負担金から入院、通院とも１日800円（１カ月1,600円を限度）を控除した額の1/2を支給。 ※処方箋による調剤薬局は一部負担金の1/2の額を支給。	一部負担金から通院のみ１日800円（１カ月1,600円を限度）を控除した額を支給。 ※処方箋による調剤薬局は全額支給。

科目	3款	1項	1目	目名称	社会福祉総務費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
119P

事業名	【継続】 障害者自立支援給付事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
2,289,156	1,132,417	566,360		2,204	588,175
事業期間	平成１８年度～			総事業費	

【事業目的】

障害者総合支援法による自立支援給付事業（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業など）や障害児通所事業を提供し、障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。

【事業概要】

≪事業主体≫　島原市
≪事業期間≫　平成１８年度～
≪事業内容≫　障害者等の総合的支援を目的に、支援の必要度合いに応じた各種サービスを提供します。
≪利用者負担≫　原則１割負担（ただし、所得に応じた負担上限額を設定）
≪負担割合≫　事業費の負担割合　国１／２、県１／４、市１／４

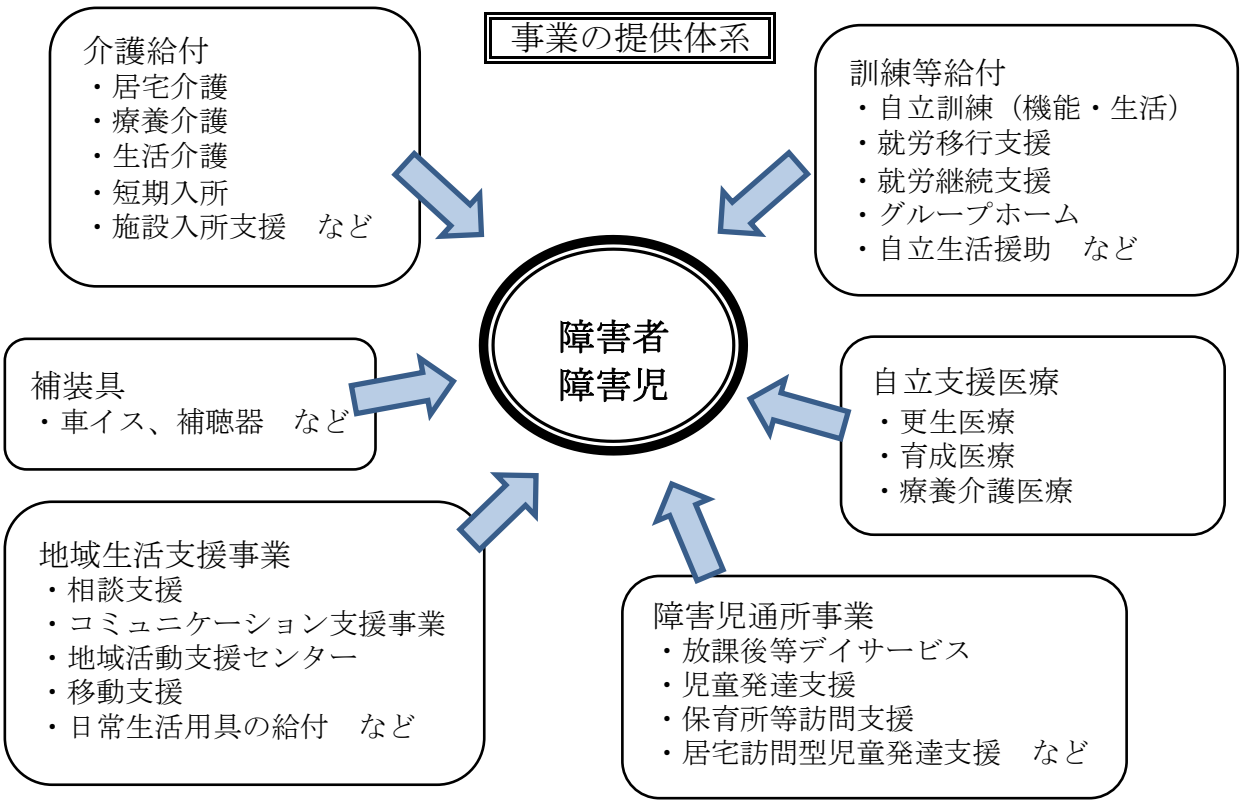

科目	3款	1項	1目	目名称	社会福祉総務費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
123P

事　業　名	【継続】 生活困窮者自立支援事業				
当初予算額	財源内訳　（単位：千円）				
	国　費	県　費	地方債	その他	一般財源
9,458	7,080				2,378
事業期間				総事業費	

【事業目的】

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ります。

【事業概要】

◎自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている場合に、必要な支援を相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。

◎家計改善支援事業

自ら家計を管理できるよう、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんを行い、早期の生活再建を支援します。

◎住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給するほか、令和７年度から家賃の低廉な住宅への転居費用を支給します。

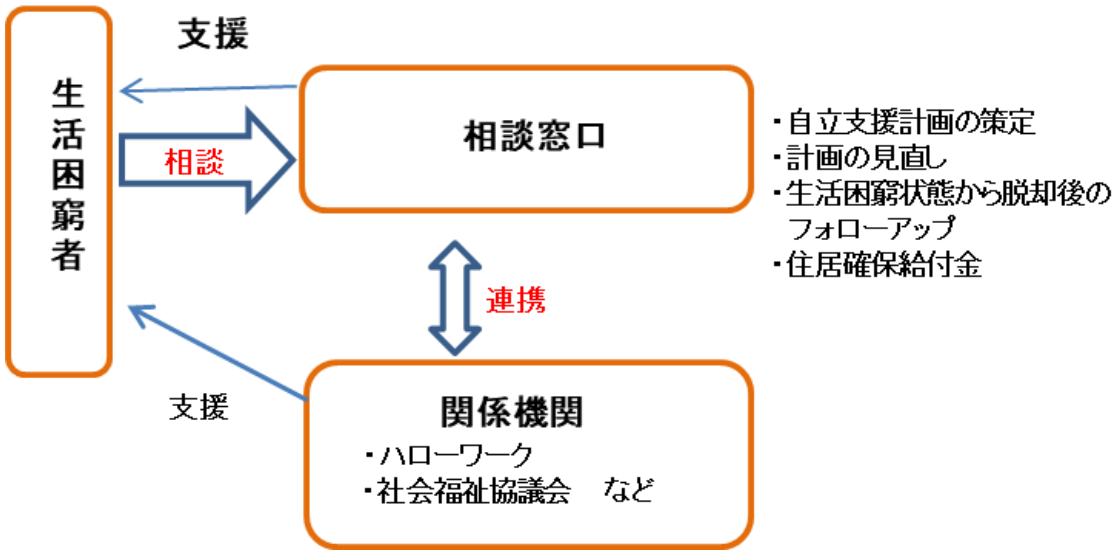

科目	3 款	1 項	1 目	目名称	社会福祉総務費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
125P

事　業　名	【継続】 成年後見制度利用促進に係る中核機関運営業務委託				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国　費	県　費	地方債	その他	一般財源
3,000					3,000
事業期間	令和２年度～			総事業費	

【事業目的】　中核機関の必要性

認知症や知的障害者その他の精神上の障害があることにより日常生活等に支障がある人たちを支える手段として成年後見制度があるが、十分に活用されていない状況にあることから、支援が必要な人について適切に必要な支援に繋げるための窓口として、中核機関を設置します。

この機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門的知識を有する専門職による助言等の支援や、 認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度における利用者の相談窓口や周知広報などを行う中核機関の設置・運営業務を委託し、成年後見制度の利用促進を図ります。

【事業概要】

《実施主体》　島原市

《業務委託先》　島原市社会福祉協議会

《業務内容》

・広報業務（制度の周知・啓発、研修会の開催等）
・相談業務（相談対応、制度利用の必要性及び緊急性の判断、関係機関との連携）
・利用促進業務（申し立て支援業務、市民後見人育成）
・後見人等支援業務（成年後見人等に対する総合支援）

《委託料》３００万円

※中核機関設置運営費として普通交付税措置あり

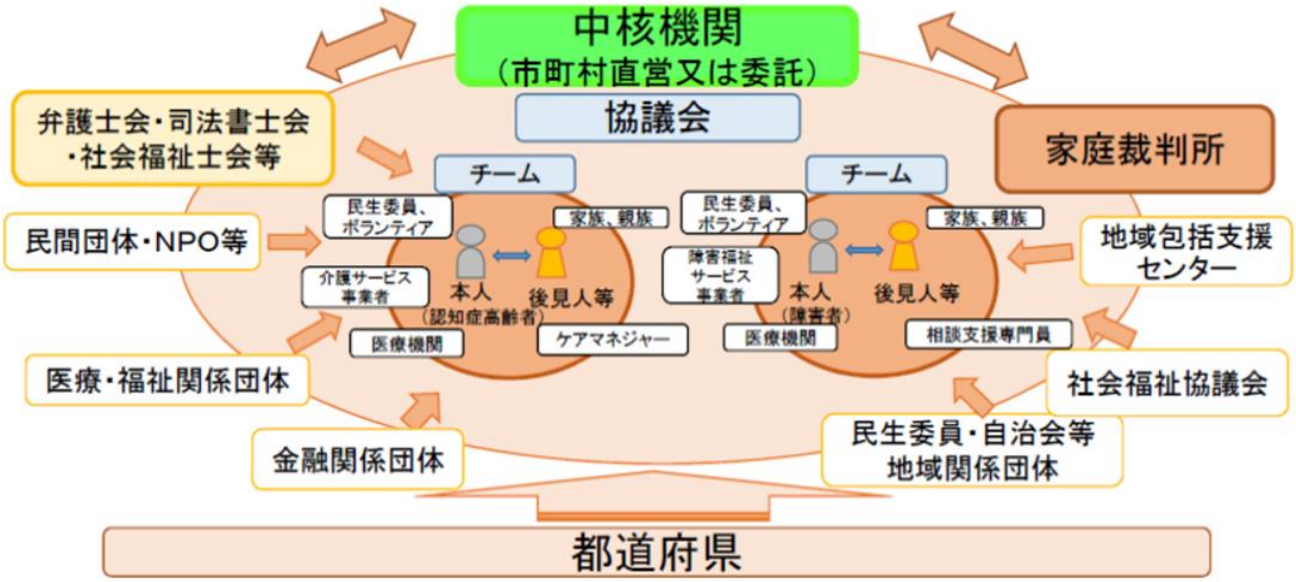

科目	3 款	1 項	2 目	目名称	老人福祉費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
125P

事　業　名	【継続】 在宅高齢者介護見舞金				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国　費	県　費	地方債	その他	一般財源
7,300				7,300	
事業期間	平成７年度～			総事業費	

【事業目的】
　要介護者を在宅で介護する者に対して見舞金を支給することにより、介護者の日頃の労をねぎらうとともに、高齢者の福祉の増進を図ります。

【事業概要】
〔実施主体〕　島原市
〔支給要件〕
基準日（９月１日）現在、本市に住所を有する者で、基準日前１年間において、
在宅高齢者を１８３日以上介護している者

〔支給金額〕
在宅高齢者一人につき　年額５万円

〔在宅高齢者とは〕基準日（９月１日）現在下記のいずれの条件も満たす者
(1)本市に１年以上継続して住所を有する者
(2)満６５歳以上の者
(3)要介護３以上又は、要介護認定を受けていない者については、要綱に定める調査表の項目に一定以上該当する者

〔認定・支給〕
①申請受付⇒９月末日まで
②保健師による実態調査(要介護認定なしの者)⇒１０月～１１月頃
③見舞金支給⇒年度内

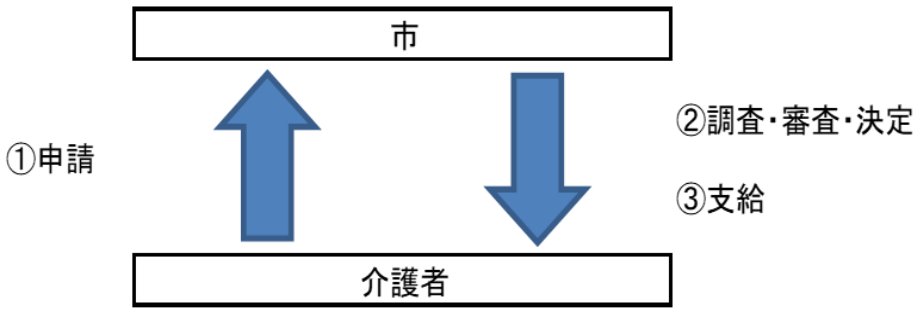

科目	3 款	1 項	2 目	目名称	老人福祉費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
125P

事　業　名	【継続・人口減少対策】 高齢者福祉交通機関利用助成事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国　費	県　費	地方債	その他	一般財源
15,058				15,058	
事業期間	平成１８年度～			総事業費	

【事業目的】

高齢者がタクシー・路線バス・鉄道を利用する際の料金の一部を助成することで、高齢者の社会活動の範囲を広め、自立を支援し、高齢者の福祉の向上に寄与するとともに地域交通の振興を図ります。

【事業概要】

≪内　　容≫１枚１００円の利用券を１年間に一人当たり６０枚交付します。
※１回の利用につき５００円まで利用可能。

≪対 象 者≫島原市に住所を有する人で、次のいずれかの用件を満たす人
①７５歳以上で、所得税非課税かつ車を運転しない人
②６５歳以上で、運転免許証を自主返納した人

≪協力機関≫
市内に所在する会社
・タクシー（有明、小嵐、第一交通、林田観光、平成観光、本多観光）
・介護タクシー（あいあい、スマイル、第一交通、林田観光、ほおじろ、ねこのて）
・島原鉄道
・島鉄路線バス
・コミュニティバスたしろ号

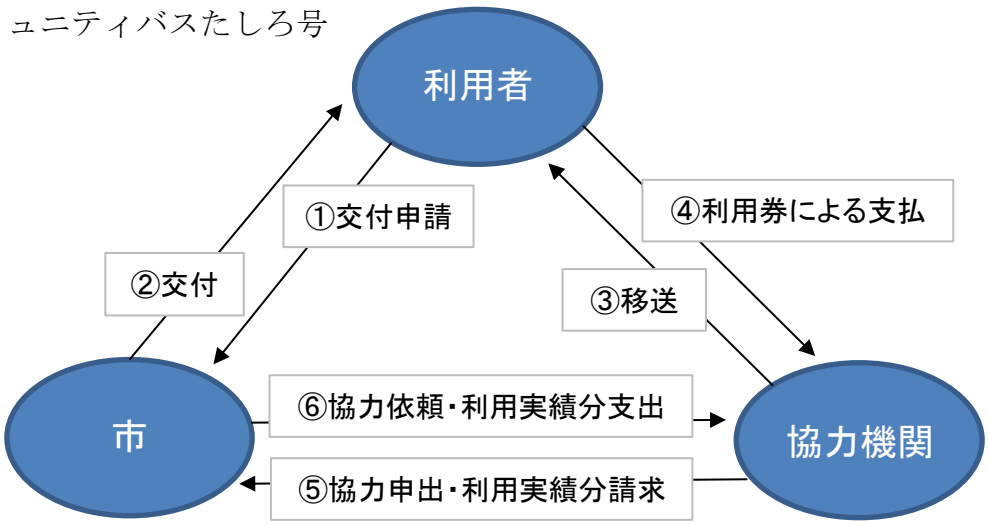

科目	3 款	1 項	2 目	目名称	老人福祉費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
125P

事　業　名	【継続】 緊急通報システム事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国　費	県　費	地方債	その他	一般財源
3,228				3,228	
事業期間	平成１５年度～			総事業費	

【事業目的】

ひとり暮らしの高齢者などが、急病などの際、簡単な操作で緊急であることを知らせることができるシステムで、高齢者の安全確保と不安解消を図ります。

【事業概要】

▼対象者　ひとり暮らし高齢者

※高齢者夫婦で、一人が寝たきりや介護が必要な世帯なども生活状況を勘案し、利用希望申請に基づき機器を貸与します。

▼利用料　固定型　月額３００円

携帯型　月額３００円

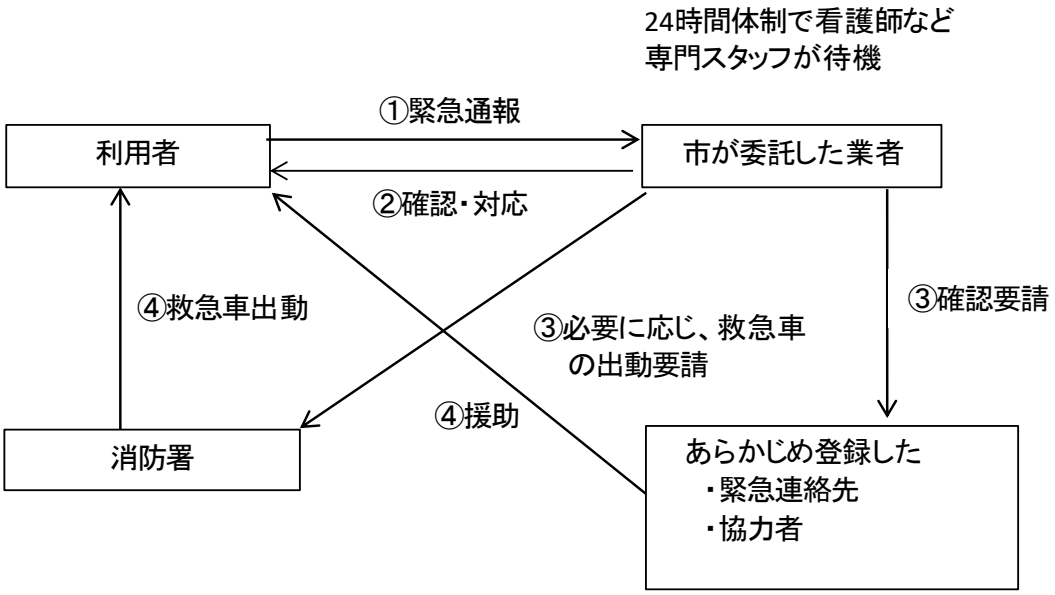

※緊急通報の受付以外にも、毎月２回、安否確認の電話連絡を実施

科目	3 款	1 項	2 目	目名称	老人福祉費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
127P

事　業　名	【継続】 お風呂とたしろ号共通利用券助成事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国　費	県　費	地方債	その他	一般財源
6,000				6,000	
事業期間	平成１８年度～			総事業費	

【事業目的】
長年社会に貢献してこられた高齢者を敬愛し長寿を祝福します。

【事業概要】
≪内　容≫
対象者へ敬老共通利用券を１人５枚配布し、実施期間中に『入浴施設』及びコミュニティバス『たしろ号』での利用ができます。
※令和６年度から入浴施設に加え、たしろ号でも利用ができるように事業を拡充しました。

≪対象者≫　基準日の９月１日に満７０歳以上の方
≪実施期間≫敬老の日から２か月間
≪実施機関≫「ゆとろぎの湯」、「有明福祉センター美人の湯」、「たしろ号」

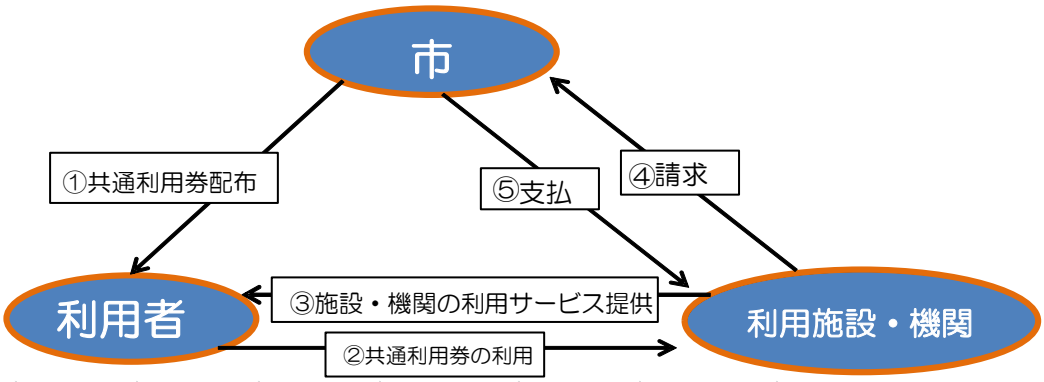

【参考】敬老無料入浴サービスにおける利用実績
令和５年度　4,225,340円
令和４年度　3,793,890円
令和３年度　3,329,610円

科目	3 款	1 項	2 目	目名称	老人福祉	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
127P

事　業　名	【継続】 ねたきり高齢者等おむつ費助成事業				
当初予算額	財源内訳　（単位：千円）				
	国　費	県　費	地方債	その他	一般財源
2,160				2,160	
事業期間	平成１８年度～			総事業費	

【事業目的】

ねたきり高齢者及びねたきり身体障害者の世帯に対し、おむつ代の一部を助成することにより、介護にかかる負担を軽減します。

【事業概要】

≪内　容≫

購入費の３分の１を助成し、上限を月額５千円とします。

≪対象者≫

満６５歳以上のねたきり高齢者及びねたきり身体障害者で次のいずれも満たす方

（１）常時おむつを使用している方

（２）前年分（１月から６月までの間に購入した分について申請する場合にあっては前々年分）の所得税非課税世帯に属する方

（３）日常生活動作の状況が要綱に定める調査表の該当要件を満たす方

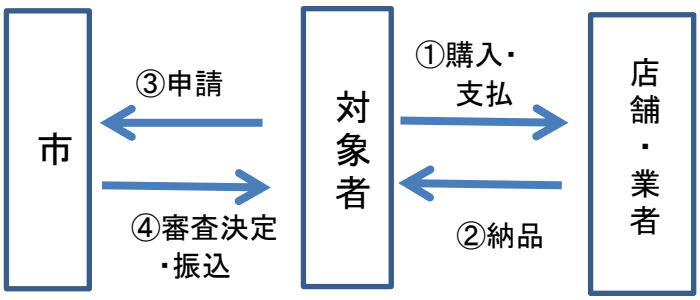

科目	3 款	1 項	2 目	目名称	老人福祉費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
131P

事業名	【継続】 後期高齢者医療健康診査事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
40,721				36,119	4,602
事業期間	平成２０年度～			総事業費	

【事業目的】

長崎県後期高齢者医療広域連合からの受託事業。

島原市後期高齢者医療保険被保険者の生活習慣病等の発症リスクを早期に把握することを目的に健康診査を実施し、被保険者の健康増進と医療費適正化を図ります。

【事業概要】

後期高齢者医療被保険者へ受診券を送付し、健康診査の実施体制を整えます。

集団健康診査の結果説明会及び受診者の事後指導並びに未受診者への受診勧奨を実施します。

①健康診査受診券の送付
（対象者へ郵送）

②健康診査の実施（6月～2月）
・健診料：無料
・対象者:後期高齢者医療被保険者
【内容】
・問診、血圧の測定　・身長､体重､腹囲測定
・血液検査（肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査）
・尿検査
・貧血検査
・心電図検査

③健診結果の通知及び結果説明会の実施

④健康診査事後指導

⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

（健康診査受診率）

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数（年度末被保険者数）		8,194	8,157	8,213	8,244	8,191	8,344	8,507
受診者数		2,908	2,821	2,807	2,902	2,487	2,835	3,005
内訳	集団	447	381	404	53	71	241	226
	個別	2,461	2,440	2,403	2,849	2,558	2,594	2,779
受診率		35.5%	34.6%	34.2%	35.2%	30.4%	34.0%	35.3%
県内順位		２位	２位	２位	２位	３位	２位	２位

※長崎県後期高齢者医療広域連合が算出する受診率とは異なる（報告月で算出するため）

科目	3 款	1 項	7 目	目名称	後期高齢者医療費	保険健康課（保健センター）

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
131P

事　業　名	【拡充】 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国　費	県　費	地方債	その他	一般財源
30,469				26,957	3,512
事業期間	令和３年度～			総事業費	

【事業目的】

高齢者の心身の多様な課題に対し、KDB（国保データベースシステム）の健診・医療・介護の情報などを活用し、要介護状態や疾病が重症化する可能性がある後期高齢者の抽出、訪問指導等によるアプローチ、介護予防、重症化予防を行い、健康寿命の延伸を図り、将来の後期高齢者医療の医療費削減を目指します。

【事業概要】

フレイル（加齢により心身の働きが弱くなった状態）の恐れのある高齢者をKDBシステム等による医療情報より把握し、市内7地区ごとに医療専門職（会計年度任用職員）を配置し、訪問指導などを行うことで疾病予防、重症化予防の働きかけを行います。

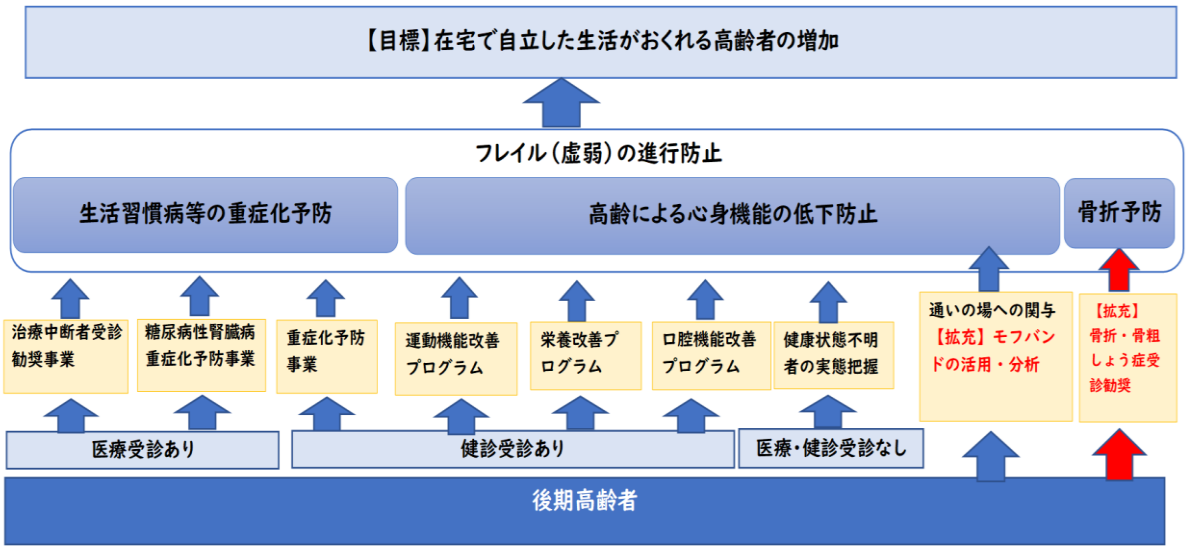

【拡充】①モフバンド*の活用・分析

ふれあいサロンや転倒予防サークルなどの高齢者の通いの場において下肢筋力等を測定し、その結果から地域の健康課題の分析を行います。

＊歩行・バランス・可動域などをリアルタイムに測定できるウェアラブル端末

【拡充】②受診勧奨(骨折予防)

骨折歴や内服状態等から骨折の危険性の高い対象者を選定し、家庭訪問による受診勧奨を行い、高齢者の閉じこもりや寝たきりの原因となる骨折を予防します。

科目	3 款	1 項	7 目	目名称	後期高齢者医療費	保険健康課（保健センター）

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ 【拡充】 ①モフバンドの活用・分析 ②受診勧奨(骨折予防)	引き続き実施予定

当初予算書
133P

事　業　名	【新規】 有明温泉施設改修事業				
当初予算額	財源内訳　（単位：千円）				
	国　費	県　費	地方債	その他	一般財源
9,800			9,800		
事業期間	令和７年度			総事業費	

【事業目的】

有明温泉施設（平成16年～）を適正に維持管理していくため、必要な改修を行います。

温泉に含まれる可燃性ガス濃度を下げる装置（ガスセパレーター）の性能が低下しています。より低額に温泉施設を維持するため、新たにエアーを投射して可燃性ガスを分離させる装置（タンク）を設置し、可燃性ガス濃度の低下を図ります。

【事業概要・フロー図】

●ガスバブルシステム

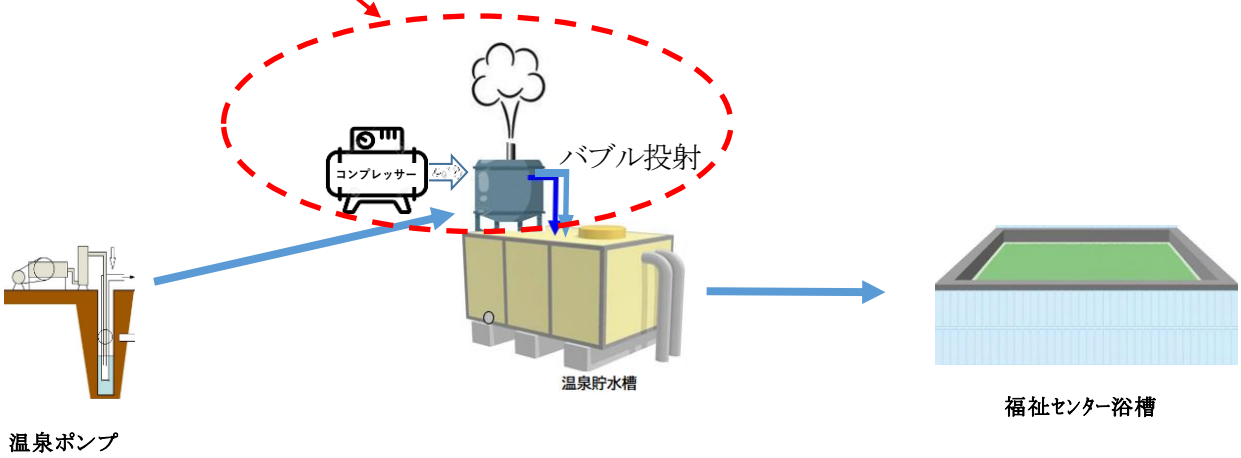

【浴場利用者の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	63,600	47,670	49,054	52,295	51,975
開館日数（日）	309	290	292	308	291
1日当たり使用者数（人）	206	164	168	170	179

科目	3 款	1 項	8 目	目名称	有明福祉センター管理費	有明支所
事業計画	前年度まで		今年度			来年度以降
	－		上記事業概要と同じ			－

当初予算書
135P

事業名	【継続・人口減少対策】 福祉医療費（乳幼児、子ども、ひとり親等）

当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
170,419		52,466	48,800		69,153

事業期間		総事業費	

【事業目的】

乳幼児、子ども（小・中・高校生世代）、ひとり親家庭等の子育て家庭における経済的負担の軽減を目的に、医療費の一部を助成し、福祉の増進を図ることで、安心して子育てができる環境づくりを目指すとともに、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、人口減少の歯止めを図ります。

【事業概要】

⑴対象者等

	区分		要件	助成方法	所得制限
①	乳幼児		出生から小学校就学前までの者	現物給付	なし
②	小・中学生		小学校就学から中学校卒業までの者	現物給付	なし
③	高校生世代		満18歳に達する日以降、最初に到来する3月31日までの者で①②以外の者	償還払い	なし
④	ひとり親	父・母	現に、原則として、18歳未満の子を監護する者または 20歳未満の学生を監護する者で配偶者のいない者	償還払い	あり
		子	①③を除く者及び高等学校在学の20歳未満の者	現物給付	あり
⑤	寡婦等		60歳～70歳未満の独居者（扶養されていない者）　※所得税非課税世帯のみ	償還払い	あり

※現物給付　医療機関で受給者証を提示していただくことで、福祉医療費の自己負担額までの支払いで受診できます。市への支給申請は必要ありません。

※償還払い　医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、翌月以降、領収書を添付して市へ申請することで、後日、助成額を口座へ振り込みます。

⑵財源内訳及び給付内容

	区分		財源内訳 県	財源内訳 市	給付内容
①	乳幼児		1/2	1/2	・医療機関に支払うべき額（保険適用分）から、医療機関ごと、1か月ごとに自己負担額（1日800円、月上限1,600円）を控除した額 ・院外処方の薬代は全額給付（自己負担なし）
②	小・中学生		―	10/10	
③	高校生世代		10/10	―	
④	ひとり親	父・母	1/2	1/2	
		子			
⑤	寡婦等		―	10/10	・医療機関に支払った額（保険適用分）から、1日1,200円を控除した額（入院のみ）

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引続き実施予定

事業名	【継続】 地域子ども・子育て支援事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
249,975	78,310	80,110		12,645	78,910
事業期間				総事業費	

【事業目的】

子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、「島原市子ども・子育て支援事業計画」に従い、子ども及びその保護者に必要な地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施します。

（【根拠法令】子ども・子育て支援法第５９条及び第６１条第１項）

【事業及び補助率】

事業名		補助率 国	補助率 県	補助率 市	補助金交付先
1	延長保育事業	1/3	1/3	1/3	・私立保育所 ・認定こども園 ※認定こども園は、新制度施行後から対象（H27～） ※放課後児童健全育成事業のうち一部事業（母子家庭等児童助成事業）は県1/2、市1/2
2	放課後児童健全育成事業				
3	一時預かり事業				
4	地域子育て支援拠点事業				
5	病後児保育事業				
6	病児保育事業				
7	子育て短期支援事業				
8	障害児保育事業	－	－	10/10	
9	発達促進保育事業	－	－		

【事業別内訳】※ふるさと応援基金充当事業

（単位：千円）

事業名		R7当初予算 事業費	R7当初予算 財源内訳 国	R7当初予算 財源内訳 県	R7当初予算 財源内訳 市	R6当初予算 事業費	R6当初予算 財源内訳 国	R6当初予算 財源内訳 県	R6当初予算 財源内訳 市	増減額
1	延長保育事業	17,760	5,920	5,920	5,920	11,490	3,830	3,830	3,830	6,270
2	放課後児童健全育成事業	90,000	28,800	30,600	30,600	78,900	25,100	26,900	26,900	11,100
	基本分	86,400	28,800	28,800	28,800	75,300	25,100	25,100	25,100	11,100
	母子家庭等支援分	3,600	－	1,800	1,800	3,600	－	1,800	1,800	0
3	一時預かり事業	53,945	17,981	17,981	17,983	50,100	16,700	16,700	16,700	3,845
4	地域子育て支援拠点事業	53,469	17,823	17,823	17,823	47,454	15,818	15,818	15,818	6,015
5	病後児保育事業	3,807	1,269	1,269	1,269	2,962	987	987	988	845
6	病児保育事業	18,743	6,247	6,247	6,249	17,287	5,762	5,762	5,763	1,456
7	子育て短期支援事業	911	270	270	371	765	205	205	355	146
8	障害児保育事業※	6,048	－	－	6,048	6,804	－	－	6,804	△ 756
9	発達促進保育事業※	5,292	－	－	5,292	5,670	－	－	5,670	△ 378
合計		249,975	78,310	80,110	91,555	221,432	68,402	70,202	82,828	28,543

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
137P

事　業　名	【新規】 次世代育成支援対策児童福祉施設等整備費補助金				
当初予算額	財源内訳　（単位：千円）				
	国　費	県　費	地方債	その他	一般財源
16,590	11,060				5,530
事業期間	令和７年度			総事業費	

【事業目的】

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進するとともに、地域子育て支援機能の充実及び子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

【事業概要】

認定こども園みどり保育園が改築する「地域子育て支援拠点事業所」の整備に対し、国の交付金等を活用し整備費の一部を助成します。

総事業費　　２７，５１１千円
補助対象額　　２２，１２０千円
　国交付金（１/２）　１１，０６０千円・・・・・①
　市（１/４）　　５，５３０千円・・・・・②
　事業者（１/４）　１０，９２１千円（補助対象外経費を含む）
助成額（①＋②）　１６，５９０千円

・設置法人：社会福祉法人　承陽福祉会
・設置名称：子育て支援センターみどり
・所在地：島原市上新丁三丁目２６２４番地１
・建築構造：木造　平屋
　　延床面積　１１２．４７㎡

※地域子育て支援拠点事業所

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所であり、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う施設

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	－	上記事業内容と同じ	－

当初予算書
137P

事業名	【継続】 ファミリーサポートセンター事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
4,460	666	666			3,128
事業期間	平成３０年度～			総事業費	

【事業目的】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の人やそれをサポートする人を会員として、援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を島原市ファミリーサポートセンター（市こども課）で行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進し、多様なニーズへの対応を図ります。

【対象者】

○児童の預かりの援助を受けたい人（依頼会員）
- 市内在住で、生後６か月から小学生までの子どもをお持ちの方

○児童の預かりの援助を行いたい人（提供会員）
- 市内在住で、心身ともに健康で子育てに熱意がある方
- 原則、自宅で子どもを預かることができる方
- 本センターの講習を修了した方

【事業内容】

相互援助活動の内容は、おおむね次に掲げるものとします。

1. 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
2. 保育施設までの送迎
3. 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
4. 学校の放課後の子どもの預かり
5. 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
6. 買い物等外出の際の子どもの預かり

【預かりの時間】

○原則　７：００～２２：００

【利用料金】

○７００円～９００円／時間

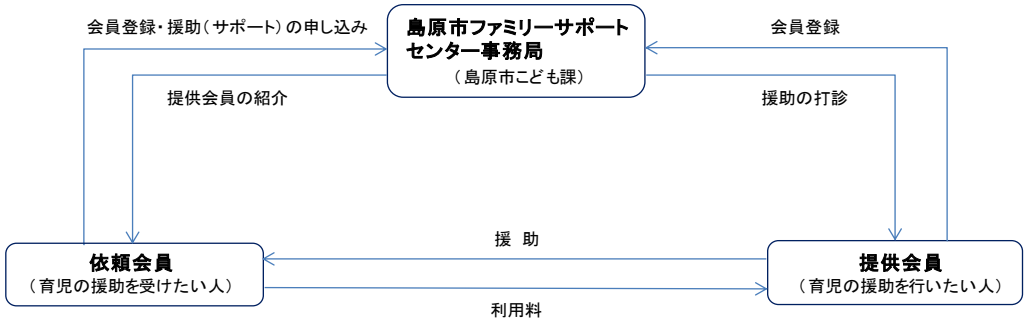

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

事業名	【継続】 就学前教育・保育施設整備費補助金				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
12,454	8,562		3,800		92
事業期間	令和７年度			総事業費	

【事業目的】

「とことん子育てにやさしいまちづくり」を目指し、安心して子どもを産み育てることができる社会環境をつくるため、保育所の施設整備に対して助成を行います。

【事業概要】

保育所における入所児童の保育環境の改善を図るため、既存保育所の園舎の大規模修繕に対し、助成を行います。

総事業費　　１５，５６７千円
補助対象経費　１５，５６７千円
国交付金　　８，５６２千円・・・・・①
（5.5/10：就学前教育・保育施設整備交付金）
市（1/4）　　３，８９２千円・・・・・②
事業者（1/5）　３，１１３千円

助成額（①＋②）１２，４５４千円

■設置法人　社会福祉法人　向陵福祉会

■設置名称　向陵保育園（有明町湯江丙７２８番地１）
利用定員：４０人、入所者数：３７人（令和６年１０月１日現在）

■事業概要

園舎は、築４９年が経過しており、園舎内の数か所に雨漏りが発生し、また、その影響で漏電も発生していることから、園児の保育環境の改善及び安全確保のため、園舎屋根の修繕工事を行います。

建物の構造　鉄金コンクリート造　陸屋根平屋建
延床面積：420.20㎡、建築面積：315.15㎡

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	－	上記事業内容と同じ	－

当初予算書
139P

事業名	【継続】 乳児家庭全戸訪問事業

当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
420	144	144			132

事業期間	平成２１年度～	総事業費	

【事業目的】

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保いたします。

【事業概要】

1　生後４か月までの乳児のいる家庭を訪問し、下記の支援を行います。

（１）育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供を行います。

（２）親子の心身の状況や育児環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。

2　保育士、看護師、児童委員等が、乳児家庭訪問員として各家庭を訪問します。

3　訪問結果により、支援が必要と判断された家庭について、適宜、支援機関及び養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげます。

【財　　源】　子ども・子育て支援交付金（国）　１／３
子ども・子育て支援事業費補助金（県）　１／３

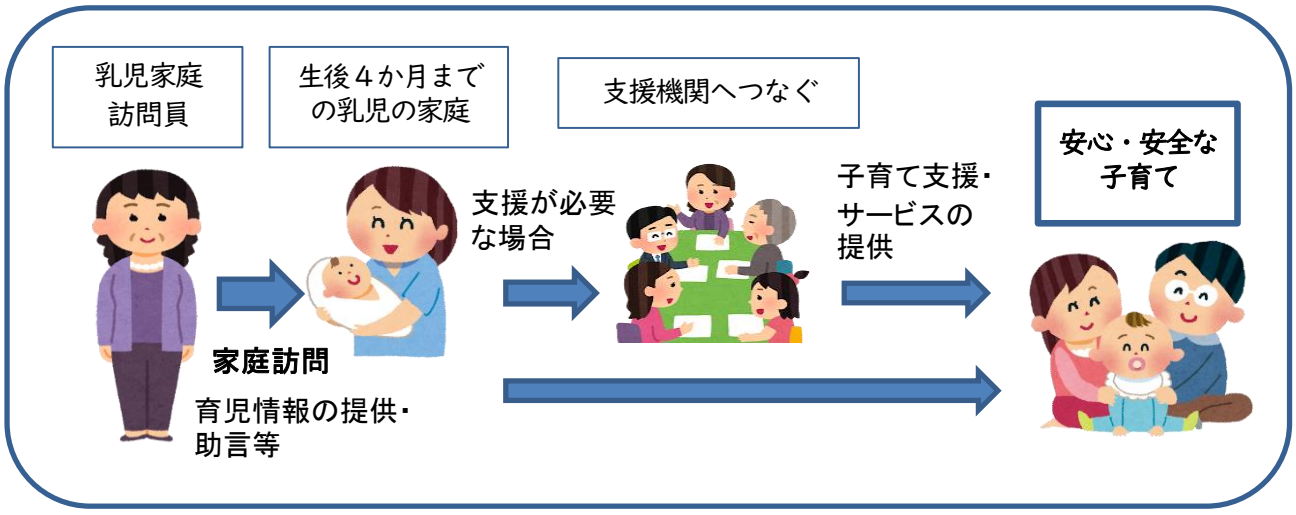

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
141P

事業名	【新規・人口減少対策】 こども家庭センター開設準備経費				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
9,829	4,000				5,829
事業期間	令和７年度			総事業費	

【趣旨・目的】

こども家庭センターは、保健センター内に設置している「子育て世代包括支援センター」とこども課内に設置している「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かし、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施します。これにより母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチ（リスクの有無に関係なく、対象を限定することなく集団全体に働きかけること）とハイリスクアプローチ（リスクが高い人を対象に働きかけること）を両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的とします。

また、地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けるための中核的機能を担う施設として令和8年度中の設置を目指します。

【支援対象】

市内に所在するすべての妊産婦と子育て家庭

＊妊産婦は妊娠期（胎児期）を含み、子育て家庭は里親及び養子縁組を含みます

【実施主体】　島原市

【場所、建物床面積】

場　　所　　島原市堀町180番地（旧親和銀行島原支店）

建物床面積　　1,074.51㎡

【主なスケジュール】

令和７年４月　　都市再生整備計画採択予定（国土交通省）
設計業務委託

令和７年１２月議会　島原市こども家庭センター（仮称）条例上程

令和８年度　　本体工事、開設

【予算】　改修工事設計業務委託　　9,828,500円（税込み）

【財源】　社会資本整備総合交付金　　国　40%、市　60%

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	－	設計業務を実施予定	本体工事を実施予定

当初予算書
141P

事業名	【継続】 子ども家庭総合支援拠点運営事業

当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
6,518	4,324	1,081			1,113

事業期間	令和４年度～	総事業費	

【趣旨・目的】

市内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の運営を行います。

島原市においては、令和４年１０月に設置。

【実施主体】

島原市

【支援対象】

市内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等

＊子どもの家庭は里親及び養子縁組を含み、妊産婦は妊娠期（胎児期）を含みます

【設置形態】

島原市の場合

小規模A型（児童人口概ね０．９万人未満（人口約５，６万人未満）＊児童人口規模に応じたもの

【職員の人員配置】

人口５万人未満の場合は、子ども家庭支援員を常時１名以上

【市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業補助金】

補助上限　6,486千円

（ｉ）小規模A型（市区町村直営の場合）：１支援拠点当たり
３，７７１千円（補助率：国２／３　県１／６　市区町村１／６）

（ⅱ）虐待対応専門員上乗せ配置単価

※ R4　児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業費国庫補助金（国1/2）
R5　児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金（国1/2）
R6～　子ども・子育て支援交付金（国2/3）、子ども・子育て支援事業費補助金（県1/6）

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱６　抄本抜粋
（４）人材育成
市区町村は、支援拠点に配置する職員の計画的な育成に努め、人事異動等によって質の低下を招くことがないよう、効果的かつ計画的なローテーションに配慮しつつ、社会福祉士等の資格等の取得や、研修受講やスキルアップのための自己研鑽等を行う職員に対する必要な支援など、職員の資質の向上に努めることが求められます。

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
141P

事　業　名	【継続】 子育て世代包括支援センター経費				
当初予算額	財　源　内　訳　（単位：千円）				
	国　費	県　費	地方債	その他	一般財源
4,786	3,190	797			799
事業期間	令和３年度～			総事業費	

【事業目的】

妊産婦、乳幼児等の実情を保健師・助産師・保育士など専門スタッフが、継続的、包括的に把握し、関係機関との既存の協力体制を活用し、切れ目のない支援を提供する協力体制を構築します。

また、妊娠届出等の機会に得た情報を基に必要に応じて個別の支援プランを作成し、必要な情報提供・保健指導を行うことにより、きめ細かい支援を行います。

【事業概要】

■名称：島原市子育て世代包括支援センター「おひさま」
■場所：島原市保健センター内
■事業開始：令和3年10月
■体制：母子保健コーディネーター（保健師・助産師等）と子育て支援室の保育士が協力して、切れ目のない支援を行います。

科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	保険健康課（保健センター）

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
143P

事業名	【継続】 保育補助者雇上強化事業費補助金				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
29,292	21,969	3,661			3,662
事業期間	令和４年度～			総事業費	

【事業目的】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止、保育士が働きやすい職場環境の整備を図ることを目的とします。

【事業概要】

保育所等において、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助します。

なお、保育補助者については保育士資格の取得を促します。

【補助基準額】

１施設当たり　利用定員が121人未満：年額2,441千円

利用定員が121人以上：年額4,882千円

【補助割合】

国：3/4、県：1/8、市：1/8

保育対策総合支援事業補助金

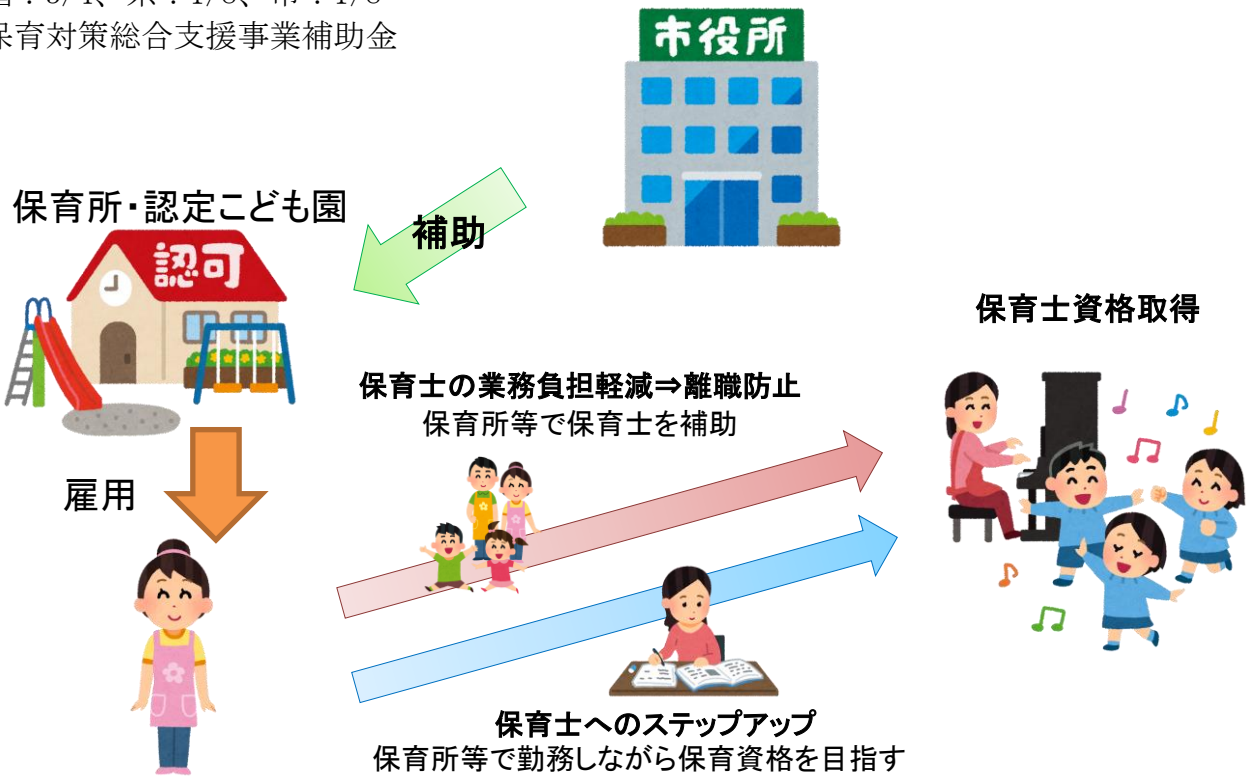

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記内容に同じ	上記内容に同じ	引き続き実施予定

当初予算書
143P

事業名	【継続】 学ぶ保育士等応援事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
8,000		8,000			
事業期間	令和６年度～			総事業費	

【事業目的】

幼児教育・保育の質の向上のためには、保育者同士が互いに保育内容を学び合い、改善していくことが重要ですが、現場の園内研修は伝達型の会議形式が多く、質の向上につながる実践型・全員参加型の研修となっていない現状があります。語り合う場が少なく、閉鎖的になりがちな環境が、昨今の不適切な保育等につながっているとの指摘もあります。そこで幼児教育・保育の質の向上に取り組む幼稚園・保育所・認定こども園等に対し、園内研修等に参加した保育者へ手当等を支給するための費用を助成することで、幼児教育・保育の質の向上と、保育者の離職防止を図ります。

【事業概要】

全員参加型の園内研修等に取り組む幼稚園・保育所・認定こども園等において、当該年度の３月１日現在在籍した保育士等に対して、１人あたり２万円を支給する場合にその費用を補助します。

■対象者

幼稚園・保育所・認定こども園に勤務している保育士、保育教諭、幼稚園教諭等

■補助割合　　県１０／１０

■事業費所要額

8,000千円

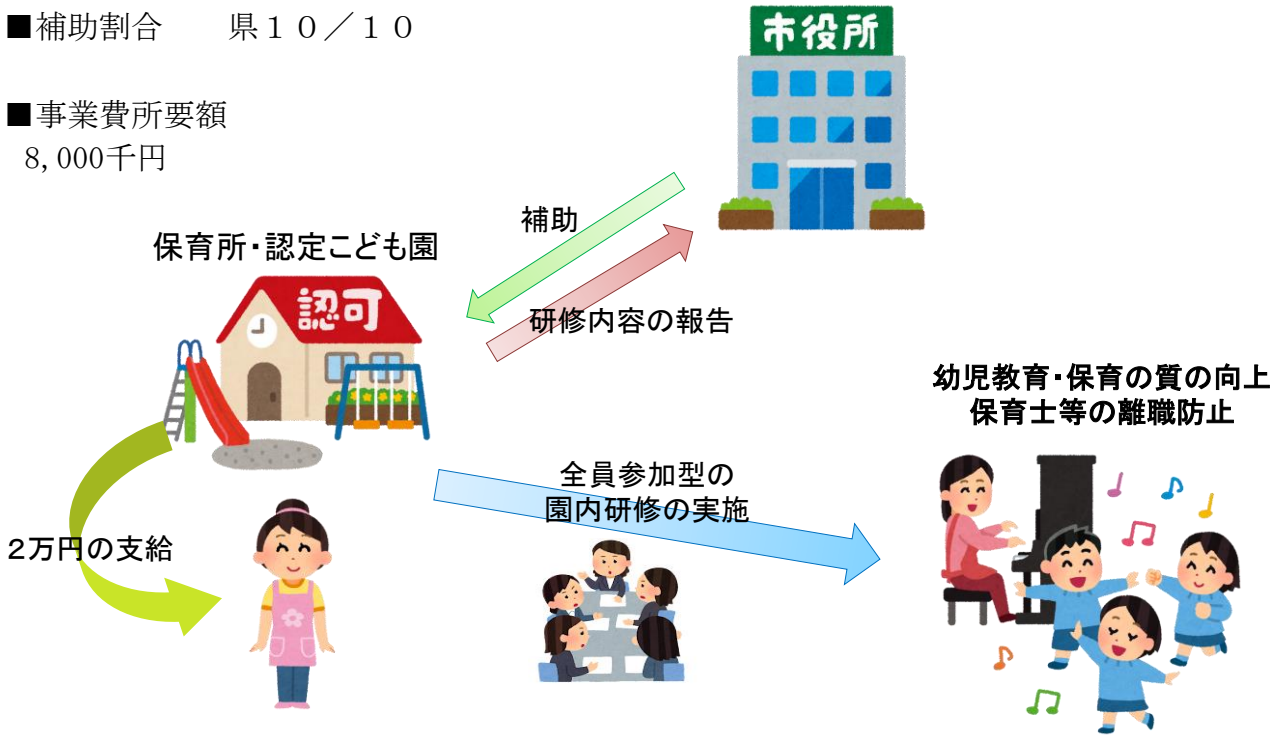

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
145P

事　業　名	【継続・人口減少対策】 妊婦のための支援給付事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
29,384	27,345	1,172			867
事業期間	令和４年度～			総事業費	

【事業目的】

「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施することにより、相談や必要な支援が確実に届き、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・育児ができるやさしい地域づくりを目指します。

【事業概要】

■実施主体：島原市

■内容：

『伴走型相談支援』…妊婦、その配偶者等に対して、保健師や助産師が中心となり面談等を実施し、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援を紹介し妊婦や子育て家庭をサポートします。

（面談の時期）　①妊娠届出時※（保険健康課）
②妊娠８か月時（保険健康課）
③乳児家庭全戸訪問時※（こども課）
※①と③の面談時に、経済的支援の案内を実施します。

『経済的支援』…妊娠届出時及び乳児家庭全戸訪問時に、妊婦及び子ども一人あたり現金５万円を支給します。

（支給の時期）　①妊娠届出時（保険健康課）
②乳児家庭全戸訪問時（こども課）

【フロー図】

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	保険健康課・こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	R4より出産・子育て応援交付金事業として実施	R7より名称変更し、妊婦のための支援給付事業として実施	引き続き実施予定

当初予算書
145P

事業名	【継続】 未熟児養育医療給付事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
2,411	936	468		528	479
事業期間	平成２５年度～			総事業費	

【事業目的】

養育のため入院治療が必要な未熟児に対して、その治療に要する医療費を給付することにより、乳児の健やかな育成を図ります。

【事業概要】

＜対象者＞　医師が入院養育を必要と認めた未熟児

＜給付内容＞　指定養育医療機関で行う未熟児の入院治療費（保険診療の一部負担金）
（県内指定医療機関19か所、長崎大学病院、長崎医療センターの利用が多い）

＜給付方法＞　【現物給付】
市が保険診療の一部負担金（2割）を医療機関へ全額支払うもので、
保護者は医療機関での医療費の支払いはありません。

＜保護者負担金＞　世帯の課税状況により負担金が決められており市に納入します。

【補助率】　国1/2　県1/4　市1/4

【概要図】

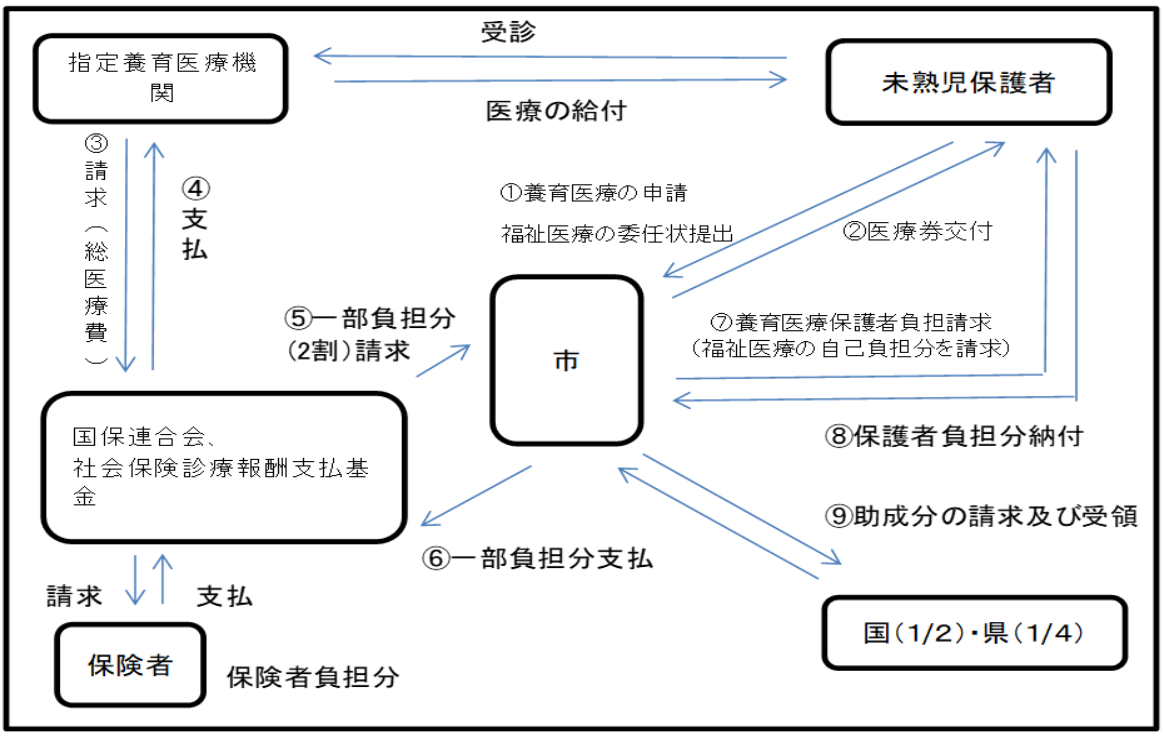

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業内容と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
145P

事業名	【継続】 すこやか赤ちゃん支援事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
4,282			4,100		182
事業期間	平成２５年度～			総事業費	

【事業目的】　乳幼児を養育している保護者に対し、第２子目からおむつ等の購入費用を助成することで子育て家庭の経済的負担を軽減し、本市で多くの子どもたちを産み育てられる環境の向上を図ります。

【事業概要】　市が指定する販売店で使用できる「すこやか赤ちゃん券」を支給します。

【対象者】　次の条件をいずれも満たす人

①市内に住所を有し、かつ居住している人
②満１歳の第２子以降の子どもと同居し、養育している人
（２歳になる誕生月の前月までが対象）
※支給対象児の第２子以降の判定については、満１８歳到達後の最初の３月３１日までの間にある児童の中で、数えるものとします。

【支給額】　第２子・・・・月額 2,000円分の購入券（年額 24,000円）
第３子以降・・１人につき月額3,000円分の購入券（年額 36,000円）

※令和５年１月３１日までは、出生時に０歳分を支給し、満１歳の誕生月に１歳分を支給していたが、令和５年２月１日付けで「出産・子育て応援交付金事業」が開始されたことに伴い、当該事業の実施期間中に限り、出生時には赤ちゃん券の代わりに「しまばらbabyギフト（５万円）」を支給することになりました。

【取扱店】　取扱店登録をした市内の店舗数は２２店舗

【対象商品】

おむつ関連用品	紙・布おむつ、おむつカバー、おしりふき　等
授乳関連用品	粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機　等
離乳食関連用品	離乳食、食器、保存ケース　等

～事業スキーム～

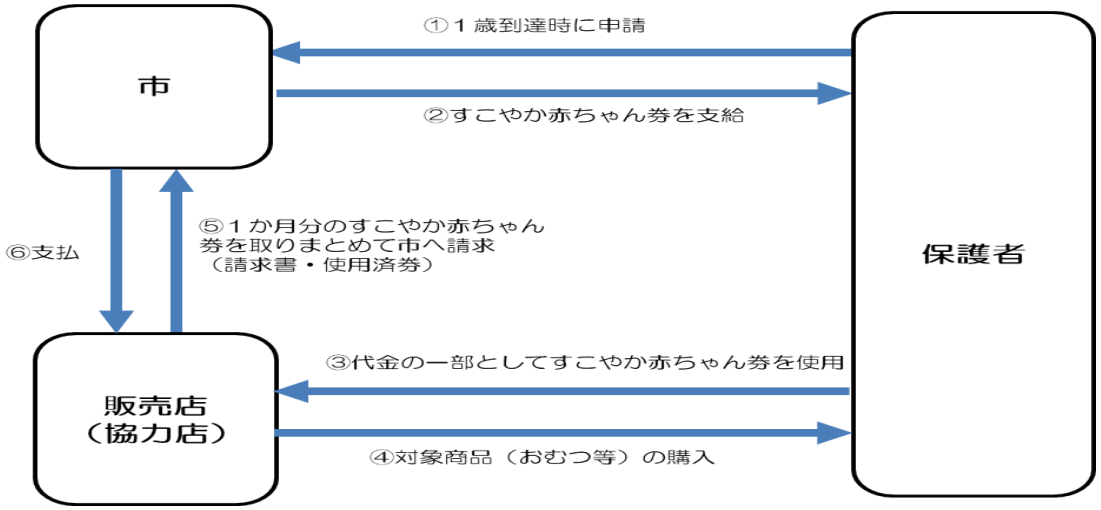

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
147P

事業名	【継続】 子どものための教育・保育給付費

当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
2,600,000	1,274,484	527,375	48,800	32,896	716,445

事業期間		総事業費	

【事業目的】

子ども・子育て支援新制度により、保育所、幼稚園、認定こども園への財政支援を行います。

【負担割合】

○１号認定（教育）　全国統一費用部分　74.9%　国　１／２、県　１／４、市　１／４
　　地方単独負担部分　25.1%　県　１／２、市　１／２
○２号認定（保育）　国　１／２、県　１／４、市　１／４
　３号認定（保育）　子ども子育て拠出金から18.16%を充当。
　　残りの81.84%を　国　１／２、県　１／４、市　１／４

保育所（私立）

施設名	給付費
白山保育園	74,462,280
浦田保育園	85,589,760
おさなご園	96,322,530
こひつじ保育園	78,993,200
たけしま保育園	95,405,800
わかくさ園保育所	87,216,120
愛児保育園	107,627,970
安徳保育園	119,402,490
桜花保育園	76,526,220
春陽保育園	134,150,850
中木場保育園	126,851,520
向陵保育園	69,754,950
東向保育園	76,335,540
心香保育園	115,789,800
恵祥保育園	104,852,890
市外	76,065,100
私立計	1,525,347,020

認定こども園　（単位：円）

施設名	認定区分	経費総額 a	保育料（園収入） b	給付費 a-b	給付費計（教育+保育）
ありあけ幼稚園	教育	25,961,170	0	25,961,170	137,633,830
	保育	114,684,660	3,012,000	111,672,660	
勝光幼稚園	教育	4,348,360	0	4,348,360	100,516,400
	保育	98,664,040	2,496,000	96,168,040	
ひかわ第一幼稚園	教育	30,756,930	0	30,756,930	155,357,610
	保育	128,793,480	4,192,800	124,600,680	
清華こども園	教育	28,138,560	0	28,138,560	97,044,760
	保育	69,599,800	693,600	68,906,200	
島原幼稚園	教育	41,215,920	0	41,215,920	162,958,860
	保育	127,330,140	5,587,200	121,742,940	
みどり保育園	教育	16,056,920	0	16,056,920	156,297,200
	保育	144,131,880	3,891,600	140,240,280	
山寺保育園	教育	25,222,980	0	25,222,980	92,488,140
	保育	69,647,160	2,382,000	67,265,160	
誓願幼児園	教育	13,715,920	0	13,715,920	103,017,400
	保育	90,801,480	1,500,000	89,301,480	
市外	教育	20,876,560	0	20,876,560	69,338,780
	保育	50,304,220	1,842,000	48,462,220	
計	教育	206,293,320	0	206,293,320	1,074,652,980
	保育	893,956,860	25,597,200	868,359,660	

合計	認定区分	入所児童数（市民）	給付費
認定こども園	教育	113	206,293,320
	保育	559	868,359,660
保育所（私立）	保育	1,031	1,525,347,020
計		1,703	2,600,000,000

科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
147P

事業名	【継続】 子育てのための施設等利用給付費				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
2,244	1,122	561			561
事業期間	令和元年度～			総事業費	

【事業目的】

国が令和元年１０月から幼児教育・保育の無償化を実施するにあたり、保育所や認定こども園などの認可保育施設に入所できない待機児童もいることから、認可外保育施設等の利用料を無償化の対象とするものです。

【負担割合】　国1/2　県1/4　市1/4

【対象事業】

・認可外保育施設
・一時預かり事業
・認定こども園（１号：教育）の預かり保育事業
・病児（病後児）保育事業
・ファミリーサポートセンター事業

【対象者】

新２号認定　・・・　満３歳に達する日以降最初の３月３１日を経過した子ども・保育認定
お子さんが３～５歳児で、保護者が「保育を必要とする事由」に該当する場合

新３号認定　・・・　満３歳に達する日以降最初の３月３１日までの間にいる子ども・保育認定・非課税世帯
お子さんが０～２歳児で、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、かつ住民税非課税世帯の場合

【無償化の対象となる支給上限額(月額)】

●認定こども園(教育部分)を利用しており、預かり保育を利用する場合

新２号認定　…　月額 支給限度額：４５０円×利用日数（上限額：１１，３００円）
新３号認定　…　月額 支給限度額：４５０円×利用日数（上限額：１６，３００円）

●保育所・認定こども園を利用しておらず、
認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰを利用する場合

新２号認定　…　月額 支給限度額：３７，０００円
新３号認定　…　月額 支給限度額：４２，０００円

科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

事業名	【継続】 児童手当給付費				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
958,380	773,332	92,520			92,528
事業期間				総事業費	

【事業目的】

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童のすこやかな育ちに寄与することを目的としています。

【事業概要】

高校生年代（18歳年度末）までの児童を監護し、かつ、一定の生計関係を有する場合、その父母又は養育者に児童手当を支給します。（月額は以下のとおり）

児童の年齢	児童手当の額 （１人当たり月額）
３歳未満	第1子・第2子　15,000円
	第3子以降　30,000円
３歳～18歳 （18歳の誕生日後、最初の3月31日まで）	第1子・第2子　10,000円
	第3子以降　30,000円

※　支給月は、４月・６月・８月・１０月・１２月・２月の年６回支給

【負担割合】

	《被用者》			《非被用者》		
3歳未満	国 5/5			国 13/15	県 1/15	市 1/15
3歳以上	国 7/9	県 1/9	市 1/9	国 7/9	県 1/9	市 1/9

科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引続き実施予定

当初予算書
147P

事業名	【継続】 児童扶養手当給付費				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
215,691	71,897				143,794
事業期間				総事業費	

【事業目的】
父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給し、児童が心身ともに健やかに成長できるよう、児童の福祉の増進を図ります。

【事業概要】
（１）支給対象者
次の条件にあてはまる１８歳到達後最初の３月３１日までにある者（一定の障害を有する場合は２０歳未満）を監護している父、母または養育者に支給します。

①父母が離婚した子
②父または母が死亡した子
③父または母が重度の障害にある子
④父または母の生死が明らかでない
⑤父または母から１年以上遺棄されている子
⑥父または母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けている子
⑦父または母が１年以上拘禁されている子
⑧母が婚姻しないで生まれた子

（２）支給額
受給資格者等の所得に応じて、手当の一部又は全部の支給が制限されます。

区分	全部支給（月額）	一部支給（月額） ※所得に応じて決定
第1子	45，500円	45，490円～10，740円
第2子以降の加算 （1人につき）	10，750円	10，740円～5，380円

（３）支給月
１月、３月、５月、７月、９月、１１月 の年６回支給。

※負担割合　　国１／３　　市２／３

科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
147P

事業名	【継続・人口減少対策】 保育所等副食費助成事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
32,544			32,500		44
事業期間	令和元年度～			総事業費	

【事業目的】

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者負担が発生する副食費について助成を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

【事業概要】

保育所や認定こども園に入所している３歳以上の子ども（ただし、国が副食費の免除対象者とした子どもを除く）の副食費を１人当たり月4,800円を上限に認可保育施設に対して助成し、保護者負担の軽減を行います。

【イメージ図】

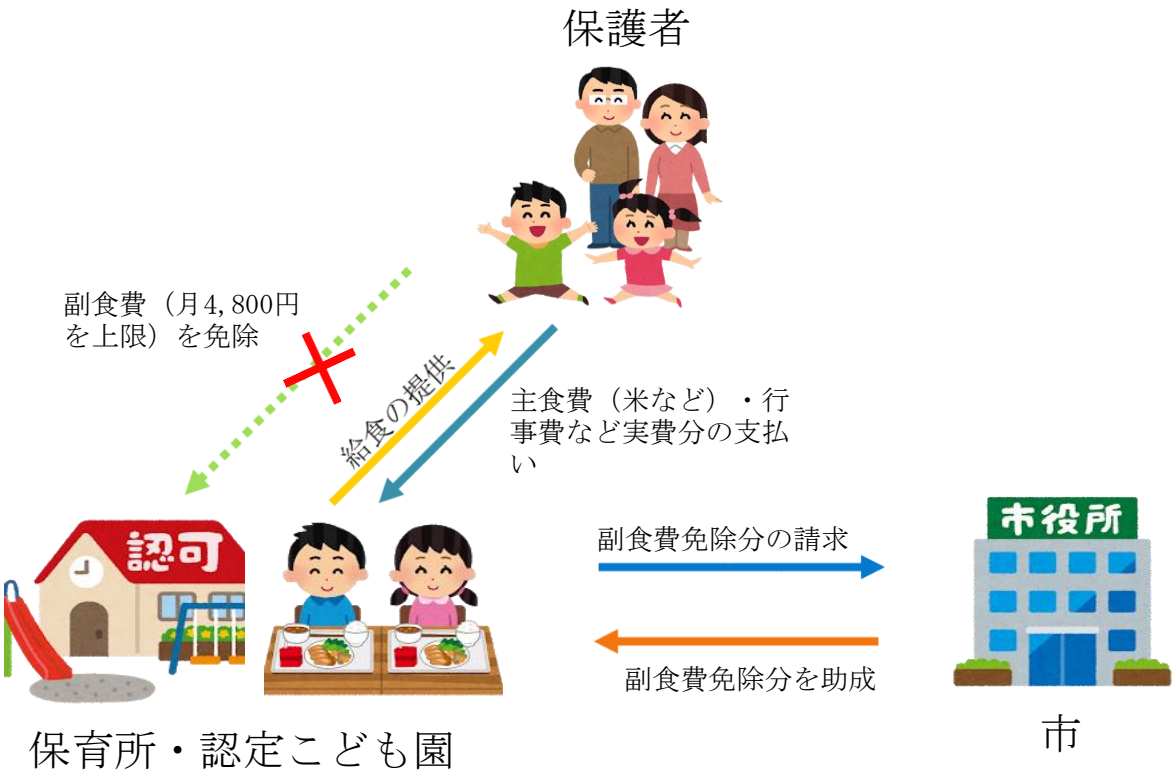

科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
153P

事業名	【継続】 生活保護事業（扶助費）				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
743,011	555,383	24,654			162,974
事業期間				総事業費	

【事業目的】

生活保護法に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します。

【事業概要】

（単位：千円）

扶助等の種類	内容	予算額
生活扶助	生活に必要な食費や光熱水費などの費用	180,000
住宅扶助	家賃、地代や住宅の補修などの費用	79,000
教育扶助	学用品、学級費、教材費、給食費など義務教育にかかる費用	614
医療扶助	病気やけがの治療のため、診察、薬剤などにかかる費用	456,000
出産扶助	出産のための費用	500
生業扶助	仕事に就くための費用、高校に就学するための費用	907
葬祭扶助	葬祭の費用	941
介護扶助	介護サービスを受けるための費用	20,196
施設事務費	※救護施設事務費	3,783
就労自立給付金	安定した職業につき保護を要しなくなった世帯に対する給付金	470
進学・就職準備給付金	保護世帯の子供の自立を助長するため大学等への進学や就職に対する給付金	600
合　計		743,011

※　救護施設とは、身体や精神に障害があり、経済的な問題を含めて日常生活を営むことが困難な人が、健康で安心して生活するための施設

科目	3款	3項	2目	目名称	扶助費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定